

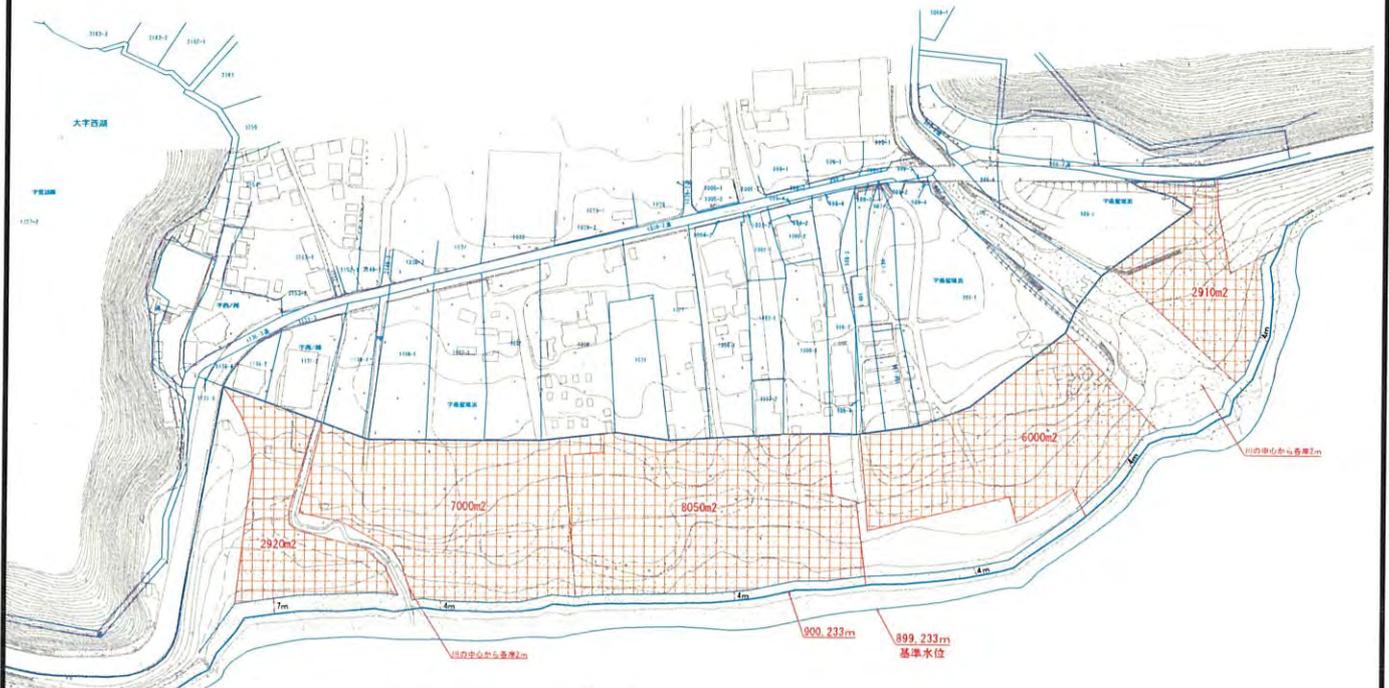
明日の西湖（桑留尾・前浜地区）を創造するために

—目標及び手法—

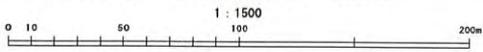
平成 31 年 1 月 24 日

明日の富士五湖創造会議（西湖会議）

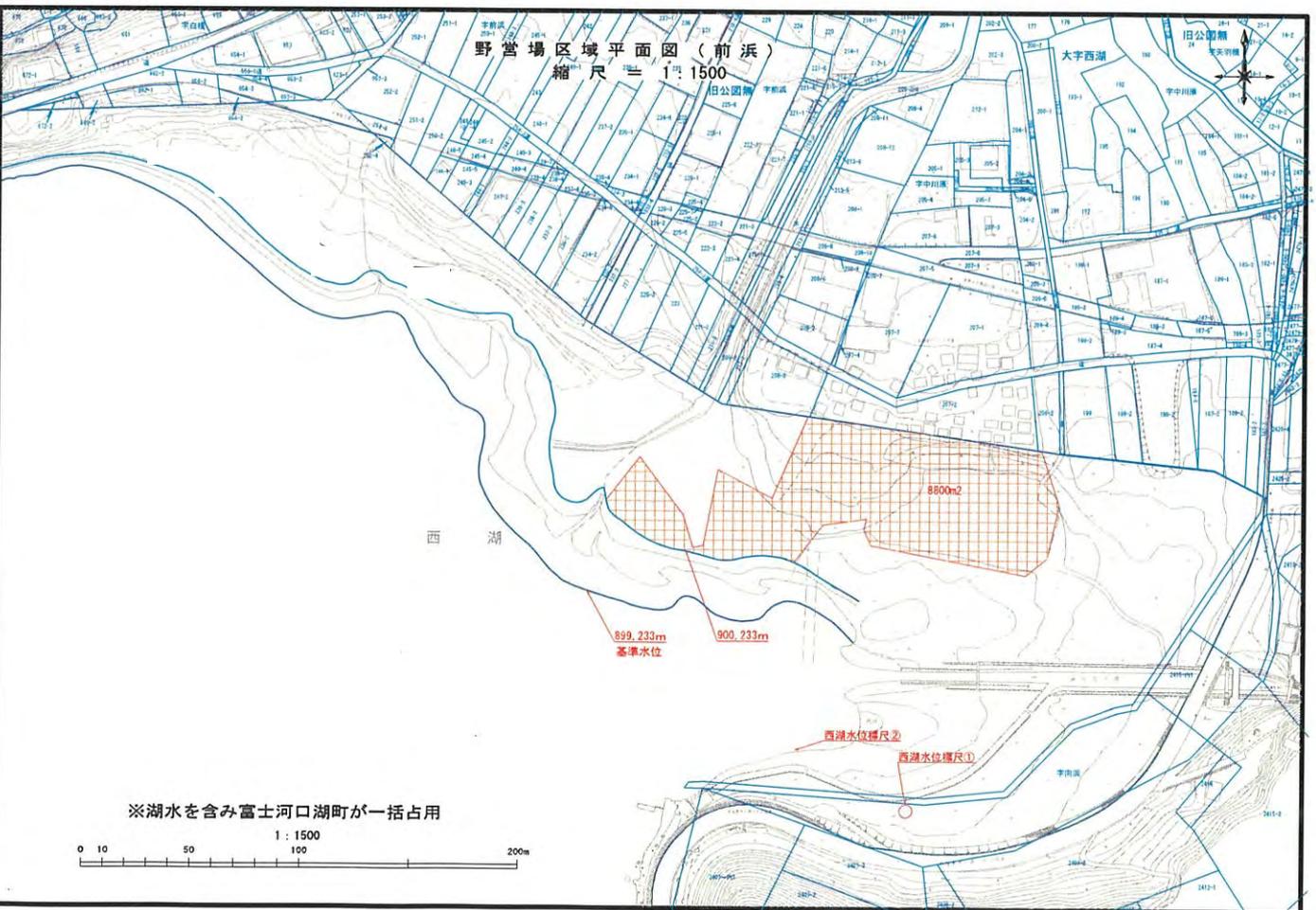
野営場区域平面図（桑留尾）  
縮尺 = 1 : 1500



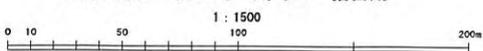
※湖水を含み富士河口湖町が一括占用



野営場区域平面図（前浜）  
縮尺 = 1 : 1500



※湖水を含み富士河口湖町が一括占用



## 第1 本書の意義と必要性

平成21年1月、西湖を含む富士五湖は世界文化遺産の構成資産候補とされ、平成23年より、地元住民等と富士河口湖町及び山梨県が一体となり、世界遺産に相応しい西湖を実現するために、「明日の富士五湖創造会議」の西湖会議を開催してきた。

本書は「明日の富士五湖創造会議」の成果であり、世界文化遺産に相応しい西湖を実現するための具体的目標と手法を定めたものであり、富士河口湖町総合計画、富士河口湖町景観計画等、富士河口湖町の行政計画に整合するものとする。

本書に記載した事項やルールについては、不変のものではなく、必要に応じて、適正な手続きを経て変更するものとする。

## 第2 西湖の現状と課題

### 1. 現状

西湖は、富士五湖の中で精進湖に次いで面積は小さいが、最大水深、貯水量とも本栖湖に次ぐ大きさを有する。

湖の南西には青木ヶ原樹海が広がり、湖畔はキャンプ場が点在する程度で観光地化は進んでおらず、ひっそりとした静穏な環境が維持されていることから「乙女の湖」とも呼ばれている。なお、富士山が見える場所は根場付近に限られる。



根場から湖越しに富士山を望む

平成5年には、桑留尾でフジマリモ群落の存在が確認され、山中湖や河口湖とともに、山梨県天然記念物「フジマリモ及び生息地」として指定された。また、平成22年には、絶滅種のクニマスが発見され、観光資源としての活用や保護策の検討が進められている。

#### (1) キャンプ場

キャンプ場利用者数は富士河口湖町にある四湖の中で最も多く、ゴールデンウィークから9月頃にかけて賑わいをみせている。また、バンガローについては、小・中学校の林間学校やサークルの合宿などの利用が多い。

#### (2) 散策・ウォーキング

西湖周辺に広がる青木ヶ原樹海は、溶岩上に形成された原生林で、特異な自然環境のもと多様な動植物と出会うことができ、ゆったりと森林浴を楽しむことができる。

平成24年に県政モニターを対象に行った富士五湖の観光等に関するアンケートによれば、西湖を訪れた目的の第1位が散策・ウォーキングであり、2位以下を大きく引き離している。

### (3) 釣り・ボート

魚釣りについては、完全禁漁となる1月～2月を除き、ブラックバスやヘラブナ、ヒメマスなどの魚種を対象とした釣りが行われている。

釣り船（エンジン付を含む）の持ち込みについては、これまで自主規制をしてきたが、平成30年3月27日から自然公園法による車馬等乗入れ規制地区に指定された。また、カヌーについては、上記(1)とともに、小・中学校の林間学校等で広く利用されている。

## 2. 魅力

湖水は淡い藍色で山々と青木ヶ原樹海に囲まれた神秘的な湖であり、富士五湖の中でも本栖湖や精進湖とともに観光地化されておらず、静穏で豊かな自然環境が保たれている。湖と樹海越しに見る富士山の眺望、水上バイクやモーターボート等の動力船の規制による静かで安全な環境などから、林間学校等での利用、吹奏楽やスポーツ（マラソン等）の合宿などでも利用されている。

現在、2020東京オリンピック・パラリンピックのトライアスロン競技の事前合宿地として注目されており、大会開催を契機に、大会参加国をはじめ世界各国とスポーツ・文化・経済などさまざまな分野の交流の場として期待されている。

### 3. 課題

利用が集中する桑留尾の西端に位置する西の越では、ゴミ捨てや犬の放し飼い等の迷惑行為が見られる。



シーズン中にみられる無秩序な河川敷地の利用



特定利用者による河川敷地の独占



散乱するキャンプの灰やゴミ



公共の場での放し飼いと遊泳

### 第3 西湖の将来像

西湖の将来像である「誰もが気持ちよく快適に利用できる美しい浜辺」の実現に向けた基本的な方針は以下のとおりである。

- 1 素晴らしい景観と豊富に残っている自然を守る。
- 2 恵まれた自然環境を活かし、釣りやカヌーの体験学習、湖畔におけるキャンプ、合宿、散策など自然とのふれあいを促進する。特に桑留尾については、誰もが快適に共存できる場をつくる。
- 3 水際の植生を適正に管理し、良好な水辺環境の維持・保全を図るとともに、水辺に近づき親しめる場を創出する。
- 4 湖畔の人工物は、必要最小限の規模とし、景観に配慮し、西湖と富士山の景観を破壊しないものとする。



## 第4 規範の設定

将来像に近づくために、目標とする規範（ルール）をつくり、地元はもちろん来訪者もこれを守っていく。

### 1. 河川敷地等利用の原則

- (1) 湖の景観や水辺環境の維持・保全を図るため、河川敷地には下記「2. 施設設置等のルール」に掲げる施設以外の施設や物を絶対に置かない。廃船、廃車、重機、牽引車や鉄製・コンクリート製の工作物などは速やかに撤去する。
- (2) 河川敷地を下記「2. 施設設置等のルール」に掲げる方法で使用する場合は、湖が公共用物であることを踏まえ、散策等の自由使用を妨げないようにする。  
なお、桑留尾については、水際(※)から4～7m以内を来訪者が自由に散策できるエリアとし、テントの設置やバーベキュー等を禁止する。  
※ 水際とは、基準水位+1mで、放水の目安となる水位を示す。
- (3) 河川敷地に限らず、湖周辺の建築物、工作物、屋外広告物等についても、法令を遵守することはもちろん、湖周辺の自然環境や景観と調和した色彩・デザインとするよう努める。

### 2. 施設設置等のルール

#### (1) 船舶

#### ア) 総数

- ・ 事業者の船舶については、可能な限り減量化に努める。
- ・ なお、来訪者による釣り船（エンジン付きを含む）、水上スキーやモーターボート等の持ち込みについては、自然公園法の車馬等乗入れ規制により制限していく。

規制の対象となる動力船	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 以下の事業・目的のための動力船を除く、すべての動力船</li><li>(1) 一般旅客定期航路事業</li><li>(2) 不定期航路事業</li><li>(3) 旅客不定期航路事業</li><li>(4) 河川管理目的</li><li>(5) 遭難者救助目的(訓練含む)</li><li>(6) 犯罪の予防又は捜査目的</li></ul>
規制の方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 許可制<ul style="list-style-type: none"><li>・ 許可を受けた船舶以外は航行禁止</li><li>・ 違反した場合は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金</li></ul></li><li>○ 許可を受けることのできる船舶<ul style="list-style-type: none"><li>・ 規制の始まる日以前から使用している動力船で漁協が認めたもの</li><li>・ 学術研究など</li></ul></li></ul>

地元船の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁協がまとめて毎年1回許可申請をする。</li> <li>• 個人申請の場合は漁協の同意が必要</li> <li>○ 遊漁船や県カヌー協会等の船舶といえども、規制開始日以降、数量を増やすことはできない。</li> </ul>
エレキの持ち込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エレキ付き船舶の持ち込みは禁止される。</li> <li>• エレキだけを持ち込み、許可船舶に取り付けることは可能。</li> </ul>

1) 色・デザイン

- 湖周辺の自然環境や景観と調和した色彩・デザインとする。

(2) 棧橋

ア) 本数

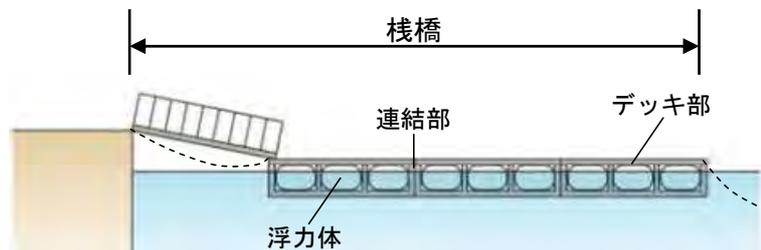
- 現行の河川法の許可数を限度とする。廃業等により、棧橋を使用しなくなった場合は、原則として、棧橋を撤去して、自然の状態に戻す。

イ) 長さ

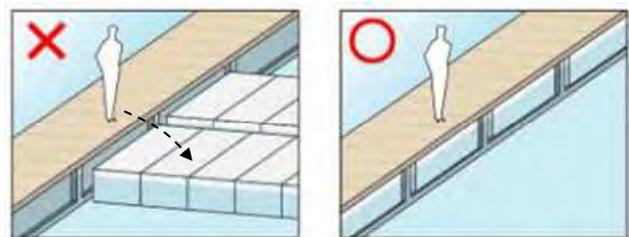
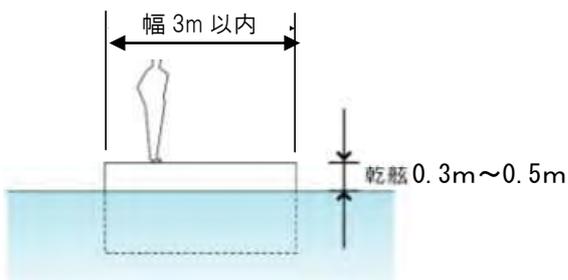
- 個々の棧橋は、ピーク時に稼働する船を一度に横付け繫留可能な長さ以下とする。ただし、20mを上限とする。

ウ) 幅・構造

- 棧橋の幅・構造は以下のとおりとする。

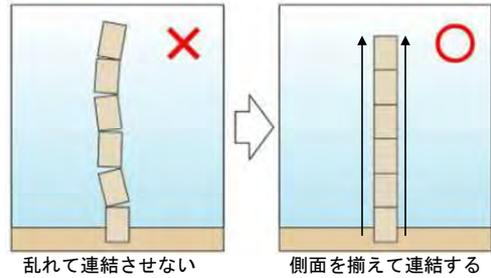


- 浜に対して直角となるように設置することとし、横向きに設置しない。
- 幅は3mを上限とし、利用者の安全に配慮したものとする。
- 乾舷は0.3～0.5mを確保し、利用者が落水した場合に容易に這い上がれるように配慮する。
- 浮力体は、デッキ部と連結して一体化させる。



浮力体単体を棧橋利用しない

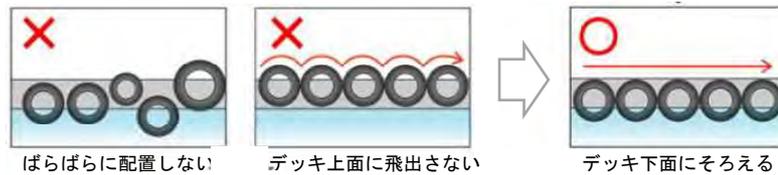
- ・ 連結部は、可能な限り横方向に動かないように固定し、栈橋全体の縦方向の軸性が揃うように配慮する。



- ・ 防衝設備には、タイヤを用いないよう努めるとともに、やむを得ずタイヤを用いる場合(※)は、大きさや種類、設置間隔を揃える。また、可能な限り、デッキ部の上面から突出しないように配慮する。



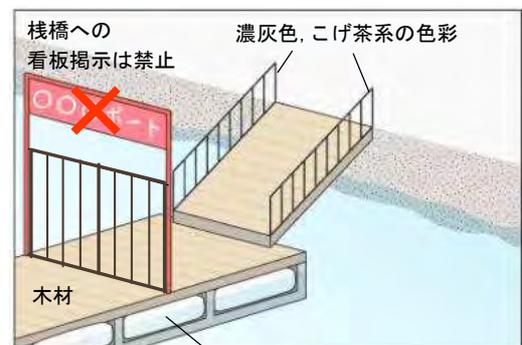
※ 防衝設備にタイヤを用いる場合には、湖中に落下しない方策をとる。



## 1) 色・デザイン

- ・ 栈橋の色・デザインは以下のとおりとし、3年を目途に改修する。

- ・ 路面は、原則として木材を使用する。木材以外を使用する場合は、原則として周辺景観に配慮した濃灰色、こげ茶系又は素材色を用いるものとする。
- ・ 進入防止のための柵又は手すりに木材以外を使用する場合は、原則として周辺景観に配慮した濃灰色、こげ茶系又は素材色を用いるものとする。



白色の発砲スチロールは明度が高く目立つため、可能な限りデッキ部と同系色にする

- ・ 浮力体は、可能な限り、デッキ部と調和する色彩を用いる。
- ・ 栈橋への看板掲示は原則禁止する。ただし、注意喚起に係る看板についてはこの限りではない(屋号等は記載しない)。
- ・ 全面的な改修を伴う場合は、関係法令の許認可について協議する。

### (参考) 塗装色とマンセル値

色の名称	標準マンセル値
ダークグレー〔濃灰色〕	10YR 3.0~4.0 / 0.25~0.5 程度
ダークブラウン〔こげ茶〕	10YR 2.0~3.0 / 1.0~2.0 程度

ホ) その他

- ・ 移動式栈橋であっても、栈橋として使っているものは栈橋とみなす。

(3) 繫留場

ア) 面積

- ・ 使用契約を締結した栈橋以外に繫留を必要とする場合（湖面を含む）は、1艘あたり  $4.5 \text{ m}^2$  ( $3 \text{ m} \times 1.5 \text{ m}$ ) を上限とする。
- ・ 平置きの場合は所有隻数  $\times 4.5 \text{ m}^2$ 、重ね置きの場合は所有隻数  $\times 2.25 \text{ m}^2$  とする。

イ) 繫留の仕方

- ・ 乱雑に置かず、景観に配慮し、一定方向に統一して置く。

(4) 工作物等

- ・ 既存（ルール策定時）の工作物等が、河川法の無許可物件である場合には、速やかに撤去するものとする。ただし、別紙の工作物については、当該施設の撤去が事業経営上重大な支障を及ぼすと認められるため、河川法、自然公園法等各種法令に適合させることを条件に、設置することができるものとする。
- ・ 上記後段の各種法令への適合は速やかに行うこととし、設置にあたっては湖周辺の自然環境や景観と調和させるものとする。

(5) 野営場

ア) 区域

- ・ 自然公園法に係る公園事業の決定など必要な手続きを経て、別添図面の範囲内で町と使用契約を締結した場所とする。なお、桑留尾については、散策等の自由使用の妨げとならないようにする。
- ・ 西の越については、前述の課題（「第2 西湖の現状と課題」）を解決するために、地元住民による管理を行うこととする。

イ) 表示方法

- ・ 自由使用の範囲と区分するため占有範囲を表示する場合には、必要最小限とし、河川敷地に調和するよう努めるものとする。

(6) 屋外広告物

ア) 形状・面積・表示方法・設置場所等

- ・ 山梨県屋外広告物条例、自然公園法、名勝富士五湖（西湖）指定地域に係るものは文化財保護法等、それぞれの法令に沿ったものとする（※）。ただし、栈橋への掲示は注意喚起に係るものを除き、原則として行わない。注意喚起に係る掲載についても景観に配慮し必要最小限とする（屋号等は記載しない）。

※ 営業用の立看板・のぼり旗の類は、自然公園法又は山梨県屋外広告物条例に適合しないため、設置できない。

イ) 色・デザイン

- ・ 山梨県屋外広告物ガイドラインを参考にするとともに、自然公園法、山梨県屋外広告物条例及び富士河口湖町景観計画等に沿ったものとする。

(7) 駐車場

ア) 必要性

- ・ 従来から河川敷地を慣例的に駐車場として使用しており、当該駐車場の消滅が事業経営上重大な支障を及ぼすと認められる場合には、駐車場を設置できるものとする。
- ・ なお、ボートの出し入れや荷物の積み下ろし等の事業目的で、河川敷地へ車両を乗り入れる場合には、最低限の停車とし、作業終了後は河川敷地以外の場所に速やかに移動するものとする。

イ) 面積

- ・ 事業経営上、必要最小限度の面積とする。

ウ) その他

- ・ 公営駐車場の設置、来訪者による河川敷地への車両の進入・駐車のある方については、後述の「西湖創造協議会」（以下「協議会」という。）で検討していく。

### 3. その他のルール

(1) 事業者の新規参入

- ・ 今以上の人工物は、湖の景観や水辺環境の維持・保全上不要であるため、新規参入は認めない。ただし、現在の事業者が廃業等することにより、総数が減少し、又は、新たな事業者の参入が地域の利益に資するものであり、世界文化遺産としての価値を損なわないものであると協議会で認められた場合は、新規参入を認める。なお、現に河川法の占用許可を受けている者についてはこの限りではない。

(2) 権利譲渡・統合

ア) 協議会に加入した者

- ・ 権利の譲渡及び統合は行わない。

4) 協議会に加入しない者

- ・ 権利の譲渡については河川法に従うが、権利の統合は認めない。

(3) 占用物件が存在しない河川法の占用許可者（休眠許可者）

7) 協議会に加入した者

- ・ 使用契約は締結しない。
- ・ 施設利用料は支払わない。
- ・ 休眠許可者は、住所、氏名及び設置予定場所を登録する。登録者本人及び河川法第33条第1項に規定する一般承継人は、本書に基づく物件を、自然公園法、建築基準法等各種法令に適合させたいうで設置できる。この場合には、町と使用契約を締結し、施設利用料を支払うものとする。

4) 協議会に加入しない者

- ・ 協議会設立時以降に占用物件が存在しない場合は、河川法の許可を更新しない。

(4) 法令への適合

- ・ 既存の物件並びに新規設置及び移転の場合は、河川法、自然公園法、建築基準法、山梨県屋外広告物条例、富士河口湖町景観計画、文化財保護法等の法令に適合すること。（例：公園事業道路から20m未満の場所には、原則として新規設置及び移転はできない。）
- ・ 既存の物件に法令違反がある場合は、始末書の提出等、各法令に基づく対応を行う。

(5) 河川敷地利用者の責務

- 協議会加入者は、次に掲げる行為について来訪者に周知し、事業者及び来訪者はこれを遵守するように努めるものとする。

7) 火気の取り扱い

- ・ 河川敷地では直火を使用しない。火気の使用は必ず焚火台やコンロの上で行うこととする。
- ・ 使用した薪、炭や灰は放置せず、消火を確認し適切に処分することとする。

4) 迷惑行為

- ・ 夜9時以降の花火や近隣の迷惑となる騒がしい行為は、行わないこととする。

4) ペットの管理

- ・ ペットは放し飼いをせず、リード又はゲージにて管理し、排泄物は責任を持って処理することとする。

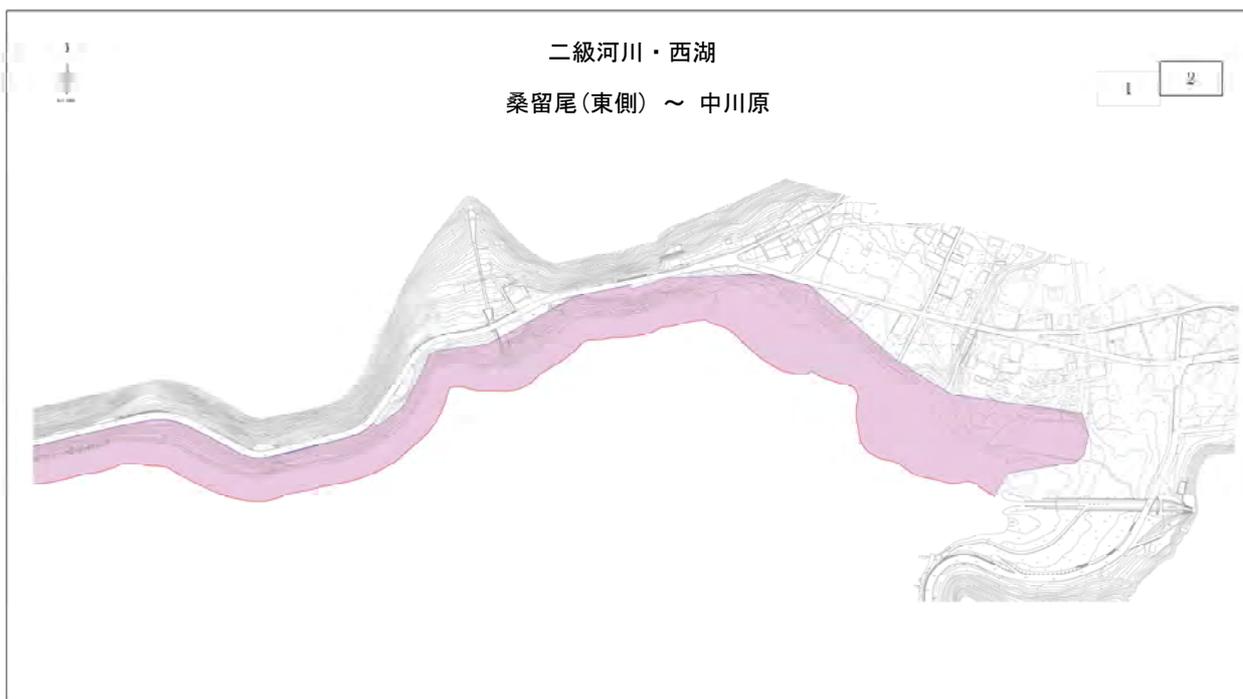
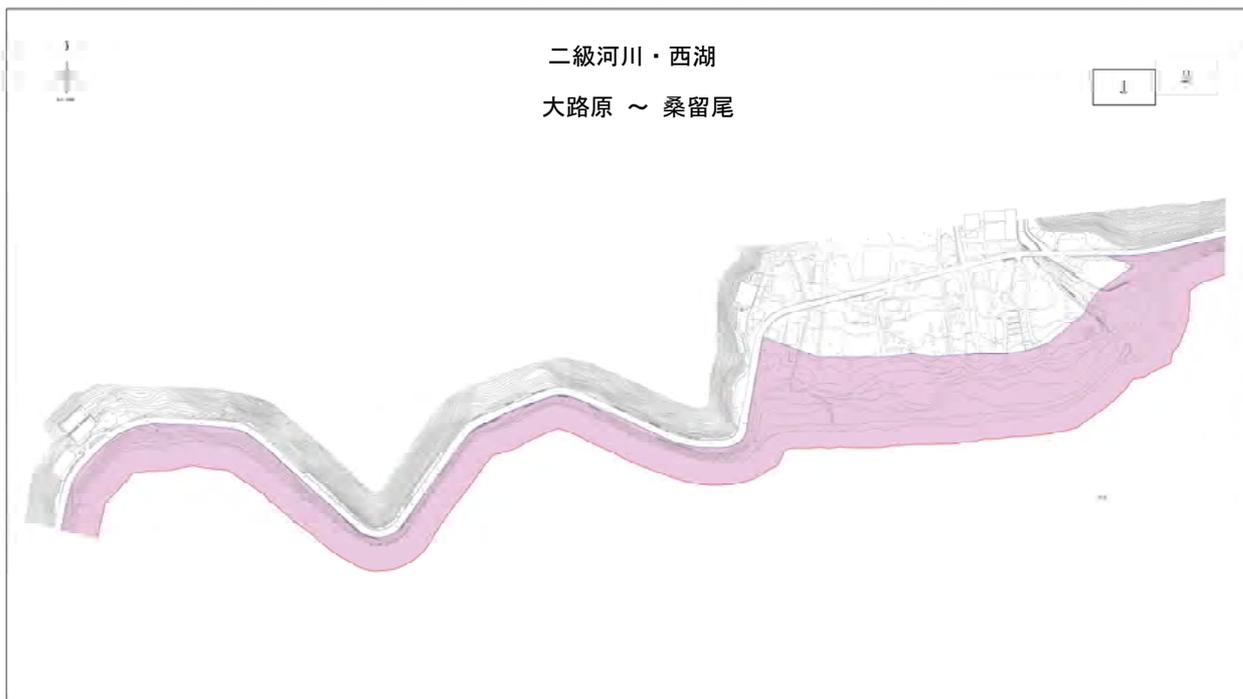
## 第5 目標達成のための具体的方策

### 1. 都市・地域再生等利用区域の設定

#### (1) 区域

西湖の民地を除く河川区域（桑留尾・前浜地区）（※）とする。

※ 水際から30mの範囲の水面を含む。



- (2) 区域内に設置することができる施設等及び許可方針  
「第4 規範の設定」に示すとおり。

## 2. 管理体制

### (1) 「西湖創造協議会（桑留尾・前浜地区）」の設置

#### ア) 構成

- ・ 県と町の関係部局、事業者、現に河川法の占用許可を受けている者（※）、地元住民等で構成する。
- ・ ※ 名義貸しの状態にある者は加入できない。

#### イ) 役割

- ・ 「第4 規範の設定」に示すルールへの遵守励行
- ・ 新規参入、営利目的で河川を利用する行為、イベントの開催、工作物の改修、船舶の増減、花植え等、新たな行為をする場合の協議
- ・ 構成員の加入・脱退についての決定

#### ウ) 協議会への加入

- ・ 協議会への加入は任意とする。協議会へ加入する者は、本書に記載したルールに基づき町と使用契約を締結することができる。
- ・ 協議会へ加入する者は、「本書に記載したルールを遵守できないときは、協議会を脱退し、協議会設立前の河川法の許可内容の範囲内で占有することができることを確認した」旨の誓約書を協議会に対し提出するものとする。

#### エ) 協議会からの脱退

- ・ 加入者はいつでも協議会を脱退できるものとする。協議会を脱退した者は、町と使用契約を締結することができない。

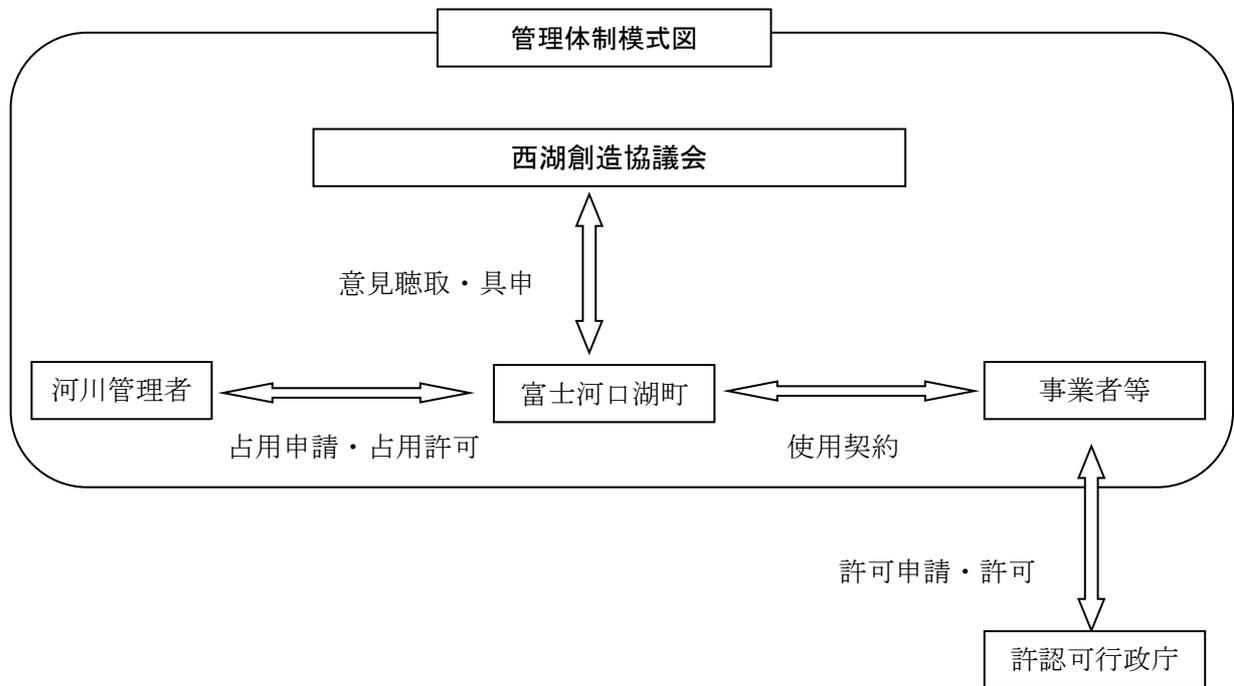
#### オ) その他

- ・ 協議会に加入しない者、協議会から脱退した者及び協議会から除名された者（以下「協議会未加入者」という。）は、協議会設立前の河川法の許可内容の範囲内で占有することができるものとする。
- ・ 協議会未加入者が、河川法、自然公園法等各種法令に違反している場合には、是正指導及び違反処理等並びに措置命令及び監督処分等の法令に基づく行政処分を行う。

(2) 富士河口湖町の占用

ア) 仕組み

- ・ 西湖の河川区域を町が占用し、協議会の意見を聴きながら、事業者が使用する。



大路原 ～ 桑留尾

■井戸（観岳園キャンプ場）



■コンクリートタタキ（観岳園キャンプ場）



■テラス（西湖自由キャンプ場）



■ブロック製ゴミ置き場（いずみの湯）



■鉄製ゲート（西湖自由キャンプ場）



■洗い場・トイレ（福住オートキャンプ場）



■タンク（福住オートキャンプ場）



桑留尾(東側) ～ 中川原

■コンクリート製台 (西湖湖畔キャンプ場)



■コンクリート製調理場 (西湖湖畔キャンプ場)



■コンクリート製調理場 (西湖湖畔キャンプ場)



■木製階段 (西湖湖畔キャンプ場)



■コンクリート製台 (西湖湖畔キャンプ場)



■物置 (山路)

